○経済産業省告示第　　号

産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の規定に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準に関する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

産業技術力強化法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準に関する告示

産業技術力強化法（以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条第一項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

（１）　法第二十二条第一項の規定による重点研究開発計画の認定

①　法第二十二条第一項の規定による重点研究開発計画の認定に係る審査基準は、同条第四項各号の規定に基づき、同項第一号に定める当該重点研究開発計画の内容については、「重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針（令和八年経済産業省告示

号）」を参照し、同項第二号に定める規定については、次のイ及びロを参照するものとする。

イ　当該重点研究開発計画に係る重点産業技術に関する研究及び開発を円滑かつ確実に実施するための能力及び当該研究及び開発を行うために必要な資金の額の調達の確実性を有していること。

ロ　当該研究及び開発の成果が経済社会の発展の基盤となる分野において利用される見込みがあるなどその成果の企業化を見据えた研究及び開発であること。

②　法第二十二条第一項の規定に基づき重点研究開発計画の認定に係る審査を充実させるため、有識者等に専門知識の照会を行うこととする。

（２）　法第二十三条第一項の規定による認定重点研究開発計画の変更の認定

法第二十三条第一項の規定による認定重点研究開発計画の変更の認定に係る審査基準は、法

第二十二条第一項の規定による重点研究開発計画の認定に係る審査基準を準用するものとする。

（３）　法第二十九条第一項の規定による重点産業技術共同研究開発機関の認定

法第二十九条第一項の規定による重点産業技術共同研究開発機関の認定に係る審査基準は、同条第三項の規定に基づき、「重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針」を参照し、適切な体制を確保していると認められる場合とする。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。